

労働組合のための

政治活動と選挙運動

～公職選挙法と政治資金規正法に学ぶ～



日本労働組合総連合会（連合）
政治センター

労働組合の政治活動と言うと「選挙運動」を思い起こす人が多いかもしれませんが、しかし、政治活動と選挙運動はイコールではありません。政治活動の大きな柱の一つに選挙運動があるのは事実ですが、その他にも、政策を立案し、実現する活動などがあります。

- ・ **政策実現活動** …政策立案、政策・制度実現要求、審議会への参加など
- ・ **政治教育活動** …各段階での政治研修会・講演会の開催など
- ・ **組織強化活動** …政治活動・選挙運動を通じた組織の活性化、強化
- ・ **選挙運動** …各級選挙での候補者推薦など



労働組合と政治活動、知っておきたいこと

労働組合が政治活動に取り組む理由は、組合員と家族の暮らしを改善し、幸せを拡大するためです。労働組合は、職場の中で賃金や労働条件の維持向上の取り組みを行っていますが、私たちの暮らしはそれだけではよくなりません。

雇用・労働、税制、社会保障、環境、平和、安全保障……。こうした問題は国や地域社会の政治・経済のあり様によって大きな影響を受けており、私たちが自らの生活を改善し、幸せを追求しようとするなら、企業・会社の外に出て、積極的に政治や経済に関わっていく必要があります。政治活動はその代表と言えます。

そして、政治活動や選挙運動を進めるにあたって重要になるのが、公職選挙法や政治資金規正法などの法律を知ることです。私たち労働組合が会社と交渉する際には労働基準法などの法律を学びます。スポーツなど競技においてもルールを知った上で臨むのが大前提です。これは政治活動や選挙運動も同じです。

法に学び、積極的に政治活動に取り組みましょう。

政治活動と選挙運動の区別（選挙運動となる三要素）

政治活動

政治上の主義、施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、または候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為

選挙運動

特定の選挙につき、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすること

「選挙運動」についてはさまざまな規制が加えられています。公職選挙法上の「政治活動」は「政治上の目的をもって行われる諸行為の中から選挙運動を除いた一切の行為」であり、「選挙運動」は次の「3要素」を持った行為と整理する必要があります。

【選挙運動の3要素】

- **特定の選挙で** <選挙の時期と種類の特定>
- **特定の候補者の当選をはかるために** <氏名の特定>
- **直接または間接的に有権者に働きかける行為** ※政治活動マニュアルP65より



公職選挙法（公選法）とは

○公職選挙法とは

公職選挙法は、国会議員（衆議院議員、参議院議員）・首長・地方議員の選挙の実施に関する基本的ルールを定めた法律です。ルールである以上、やっていいこと、やってはいけないことが記載されています。

そしてそのルールは立候補後の選挙運動にとどまらず、立候補以前の活動に対してもいくつかの規制を設けており、選挙に向けた活動に携わる際には十分な注意が必要です。

※政治活動マニュアルP64参照



○公選法のルーツ

1889年（明治22年）、大日本帝国憲法（明治憲法）のもとに初めての選挙制度（衆議院議員選挙法）が制定されました。その当時、選挙権は男子の高額納税者に限る、いわゆる「制限選挙」でしたが、その後、普通選挙を求める運動が高まり、1925年（大正14年）に25歳以上の男子全員に選挙権を与える「改正衆議院議員選挙法」（いわゆる普通選挙法）が成立しました。

※政治活動マニュアルP43用語解説「普通選挙」参照

○改正衆議院議員選挙法（普通選挙法）の特徴

改正衆議院議員選挙法は、選挙権を25歳以上の男子全員に拡大する代わりに、当時の労働運動あるいは農民運動を抑圧する目的で、選挙で禁止される行為を幅広くあいまいに設定し、加えて違反に対して厳しい刑事罰を科しました。

本来であれば第二次世界大戦後の改革の中で抜本的改正を行うべきでしたが、実際は20歳以上の男性・女性に選挙権を与えた他は、戦前の法制度を踏襲したまま、公職選挙法と名を変えて、現在に至っています。

（杉正夫著 日本選挙制度史より）

普通選挙とは

身分・性別・教育・信仰・財産・納税額などによって制限せず、一定の年齢に達した者全員が平等に選挙権・被選挙権を有する選挙制度です。

日本では、1925（大正14）年の選挙法改正で財産による差別がなくなり、1945年（昭和20年）の衆議院議員選挙法改正で女性に選挙権が与えられ、1946（昭和21）年から男女平等の普通選挙が実施されました。



※政治活動マニュアルP43「用語解説」参照

公職選挙法 7つの禁止事項※

※政治活動マニュアルP67～76参照

- ① 事前運動の禁止
- ② 戸別訪問の禁止
- ③ 買収・供応の禁止
- ④ 文書^と図^が画の規制
- ⑤ 飲食物提供の禁止
- ⑥ 18歳未満の選挙運動の禁止
- ⑦ 氣勢を張る行為の禁止



選挙違反

公職選挙法は「○○○してはいけない」という禁止法・制限法です。
悪質な違反は**連座制**※が適用されます。

※連座制については別項で説明します。



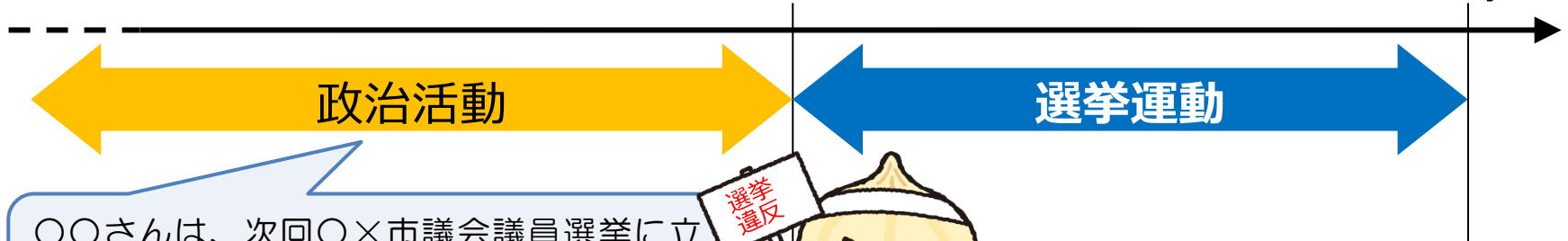
① 事前運動の禁止（選挙運動の期間制限）

○ 事前運動の禁止は公職選挙法の大前提

選挙運動は一般的には禁止されており、選挙の公（告）示日*（立候補届出以降）から投票日の前日までの期間のみ、その禁止が解かれます。

公（告）示日*
（立候補届出以降）

投票日
0時



〇〇さんは、次回〇×市議会議員選挙に立候補します。つきましては皆さんの絶大なるご支援をお願い申し上げます。

【事前運動】かつ【文書違反】

	公（告）示前	公（告）示後
政治活動・準備行為、 社交行為・地盤培養行為	できる	制限がある
選挙運動	できない	できる

※「公示」と「告示」の違い

選挙は「公示」あるいは「告示」により、その期日が告知されます。「公示」「告示」どちらも「公の機関などが広く一般に知らせること」を意味しますが、選挙ではその種類によって使い方が変わります。

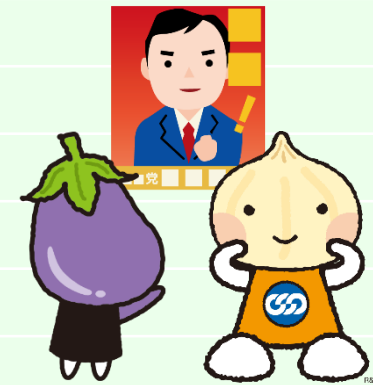
「公示」…衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙

「告示」…それ以外の選挙

事前運動に該当しない活動

○活動の一例

立候補準備行為	政党の公認を求める行為
選挙運動の準備	<p>選挙事務所、自動車、拡声機の借り入れの交渉</p> <p>演説会場の借り入れの交渉、調整</p> <p>選挙事務所等の看板の作成</p> <p>選挙運動用ポスター、ビラの作成</p> <p>選挙公報の作成</p> <p>選挙運動費用の調達</p> <p>選挙運動員の依頼、労務者雇用の交渉</p> <p>選挙演説のための出演依頼の交渉</p>
政治活動	<p>個人や政党による政策の普及、党勢拡大の活動</p> <p>議会報告会、議会レポートの配布</p> <p>※特定の候補者の当選をはかるための活動は選挙運動に当たるため禁止される</p>
後援会活動	<p>後援会の会員募集、発足会、総会の開催などの後援会活動が、政治家や候補者の政治的勢力の擁護のための行事としての開催である限りにおいて認められる</p>



②戸別訪問の禁止

○戸別訪問とは※

公職選挙法第138条で、有権者の家を訪ねて投票を依頼したりする行為を、戸別訪問として禁止しています。しかし、訪問活動をするるとすべて戸別訪問とされるわけではありません。次の3つの要素がすべて当てはまる行為が該当します。

<戸別訪問の定義>

全期間を通じ全面的に禁止される行為（選挙運動期間中も禁止）

- ①有権者の家（店・会社）を
- ②訪問して
- ③投票を依頼すること



したがって、選挙運動期間中に自分の家に来た人に対して投票を依頼したり、偶然に街で会った人に投票や応援を頼んだりしても戸別訪問にはなりません（**個々面接**）。

大切なのは「**個々面接**」に徹して、戸別訪問にならない活動をすることです。なお、「戸別訪問」禁止の対象には、住宅だけでなく会社や工場なども含まれます。

<戸別訪問の類似行為例>

- ・ 演説会の開催や演説の告知を戸別に告知する行為
- ・ 特定の候補者や政党などの名称を言い歩く行為

※政治活動マニュアルP71～72,P141参照

戸別訪問にならないために — 公（告）示前後の合法的活動 —

公（告）示前の合法的活動＜家庭訪問＞

- ①後援会への入会、支持者の拡大活動（ボランティアで実施）
- ②選挙運動用通常はがき※の配布・回収活動
- ③本番ポスターの貼付依頼活動

※選挙運動用通常はがき

推薦はがき、法定はがき、公選はがきがあります。はがきの印刷費は自己負担となりますが、郵便代は公費負担となります（枚数は選挙ごとに決められています）。

※政治活動マニュアルP25,P126～128参照



公（告）示後の合法的活動＜個々面接＞

- ①偶然に会った友人・知人への投票依頼や選挙の応援依頼
- ②選挙以外の用事で友人・知人の家を訪ねた際や、自分の家に人が訪ねてきた際の投票依頼や選挙の応援依頼
- ③自然に選挙の話になった際の、自分の考えや方針の表明
- ④選挙運動用通常はがきの配布・回収活動
- ⑤本番ポスターの貼付依頼活動

後援会活動での注意点

あくまでボランティアで実施。戸別訪問や事前運動にならないために、

- ①選挙が近づいたら大規模後援会訪問活動はやらない
- ②不特定の人を対象にしない
- ③言葉づかいに注意する（選挙の三要素を言わない）



③ 買収・供給の禁止※

※政治活動マニュアルP90～P95「選挙運動費用」参照

買収・供給とは

「買収・供給」とは、お金や物で投票を依頼することです。飲食をしながら投票依頼をすると買収になりますので、酒席などでの選挙の話題は禁物です。

特に「運動員」が報酬をもらうことは禁止されているので、選挙運動期間中は会社を休み、ボランティアとして選挙運動を手伝う必要があります（有給休暇でも可）。

<買収供給の種類>

- 投票買収 ⇒ 有権者に対し投票依頼のために金を支払うこと。
- 運動員買収 ⇒ 選挙運動に参加する人たちに対して報酬を支払うこと。報酬と言っても幅が広い。法律で支払ってよいと明記された金の支払い以外はすべて問題となる可能性がある。また、選挙区以外の者や選挙権を持たない者への支払いも運動買収となる。



例) アルバイト代、動員費、渡し切り経費

- 利害誘導 ⇒ 選対がアルバイトを直接雇うのが買収であるのに対し、選対が業者に有料で委託し、業者が社員やアルバイトを使って選挙運動をさせ、給料やアルバイト代を支払うのが利害誘導罪。利害誘導は買収の一種。
- 供給 ⇒ 選挙運動や公（告）示前の各種活動に参加した人たちに対してごちそうや接待すること。割り勘以外はアウト。



例) 後援会が費用負担して会食すること。組合役員が選挙運動に参加してくれた組合員にごちそうすること（私費でもダメ）。

連座制とは

連座制とは

連座制とは、候補者と一定の関係にある者（親族など）、または選挙運動で重要な役割を果たす者（組織的選挙運動管理者など）が、買収罪などの悪質な選挙違反を犯して刑に処せられた場合（執行猶予を含む）、候補者が直接買収行為などに関わっていなくても、当選している場合は当選が無効になり、当選または落選にかかわらず、同じ選挙で同じ選挙区から5年間は立候補できないという立候補制限が科せられる制度です。

具体的に連座制が適用される犯罪行為

- ①買収罪
- ②利害誘導罪
- ③多数人買収罪・多数人利害誘導罪
- ④公職の候補者や当選人に対する買収罪・利害誘導罪
- ⑤新聞・雑誌の不法利用罪
- ⑥選挙費用の法定額違反（出納責任者のみ）

買収罪とみなされるのは次の通り

- ①有権者に食事などを提供する（供応）
- ②有権者を観劇などに無料または低額で招待する
- ③投票日当日、候補者の陣営が有権者をバスで投票所まで送迎する
- ④車上等運動員に対して法律に定める額を超えて報酬を支払う
- ⑤選挙運動員に対して実費を超えて実費弁償の名目で金を支払う



※政治活動マニュアルP96～P99「選挙違反と連座制」参照

○対象者

連座制の対象となっている者が選挙違反を犯し、一定以上の刑に処せられた場合、連座制が成立し、候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられます。

対象者	役割内容	一定以上の刑	対象となる選挙犯罪
総括主宰者	選挙運動の中心となり、一定期間継続し、選挙運動の行われる全地域で選挙運動に関する事務を総括して指揮する者	罰金以上の刑に処せられた場合 (執行猶予を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 買収および利害誘導罪 多数人買収および多数人利害誘導罪 公職の候補者および当選人に対する買収および利害誘導罪 新聞紙、雑誌の不法利用罪 出納責任者の選挙費用法定額違反
出納責任者	候補者によって正式に選任され、選挙管理委員会に出納責任者として届け出られた者で、選挙運動全般の会計を管理する者		
地域主宰者	候補者や総括主宰者から、特定の地域の選挙運動の責任を与えられた者		
親族	候補者の父母、配偶者、子ども、兄弟姉妹が該当	禁錮以上の刑に処せられた場合 (執行猶予を含む)	
秘書	候補者に使用される者で、候補者の政治活動を補佐する者		
組織的選挙運動管理者等	政党や後援会、企業、労働組合、宗教団体、同窓会などの組織の中で、候補者や総括主宰者と連絡を取って選挙運動を行う中心となる者		

買収（供応）なければ連座なし

（1）有権者買収と運動員買収

- ① 私たちが行う政治活動は＜ボランティア＞が原則
- ② 組合規約に「日当」「手当て」等が定めてあっても、公職選挙法では「買収」になる場合がある
- ③ 政治活動、選挙運動、組合活動の区別はつきにくいので、「政治活動はボランティア」の原則でいく

（2）労働組合としての懇親と買収供応 【会合の目的と実態】

- ① 公職選挙法では、飲食物の提供についても制限
- ② 運動員に対しては、選挙事務所が提供する弁当に限定されている。勝手に飲食店等で食事を提供すると「買収」になる可能性がある。したがって、**公（告）示後の食事の提供は行わない**

期 間	飲食について
公（告）示前	準備期間中は控える 会食の席では選挙の話をしない
公（告）示後	運動員に対する食事の提供をしない 選挙以外の会議でも会食を控える
選挙終了後	祝賀会、慰労会をしない

④ 文書^と図画^がの規制※

※政治活動マニュアルP74～P76参照

選挙運動期間中に認められる文書図画には制限があるので注意が必要です。原則として期間中に認められた文書・図画は「政党等のパンフレット等」「選挙運動用ビラ」「選挙運動用ポスター」「選挙運動用通常はがき」だけで、選挙の種類によって文書・図画の種類・枚数などの制約条件に違いがあります。

選挙運動用のビラの種類制限・枚数の制限

選挙の種類	ビラの種類制限・枚数の制限	
衆議院小選挙区選挙	候補者個人	2種類以内。70,000枚以内
	届出政党	種類制限なし。40,000枚×都道府県単位の届出候補者数
衆議院比例代表選挙	2種類以内。枚数制限なし	
参議院比例代表選挙	名簿登載個人	2種類以内。250,000枚以内
	名簿届出政党	なし
参議院選挙区選挙	2種類以内。	
都道府県知事選挙	100,000枚 + (衆議院小選挙区数 - 1) × 15,000枚 (最大30万枚)	
都道府県議会議員選挙	2種類以内。16,000枚	
政令指定都市市長選挙	2種類以内。70,000枚	
政令指定都市市議会議員選挙	2種類以内。8,000枚	
市区長選挙	2種類以内。16,000枚	
市区議会議員選挙	2種類以内。4,000枚	
町村長選挙	2種類以内。5,000枚	
町村議会議員選挙	2種類以内。1,600枚	

2. 公職選挙法の基本（7つの禁止事項）

選挙運動用ポスターの枚数制限・規格制限

選挙の種類	枚数制限	規格制限
衆議院小選挙区選挙 （候補者個人）	ポスター掲示場ごとに1枚	42cm×30cm以内（+個人演説会告知用42cm×10cm）
衆議院小選挙区選挙 （候補者届出政党）	1,000枚×（当該都道府県の届出候補者数）以内、証紙貼付	
衆議院比例代表選挙 （名簿届出政党等）	500枚×（当該ブロックの名簿登載者数）以内、3種類以内、証紙貼付	85cm×60cm以内
参議院比例代表選挙 （特定枠以外の名簿登載者）	70,000枚 証紙貼付	42cm×30cm以内
参議院選挙区選挙 （候補者個人）	ポスター掲示場ごとに1枚	42cm×30cm以内（+個人演説会告知用42cm×10cm）
都道府県知事選挙		
都道府県議会議員選挙		
市区長選挙	ポスター掲示場ごとに1枚（条例のない場合は1,200枚）	42cm×30cm以内
市区議会議員選挙		
町村長選挙	ポスター掲示場ごとに1枚（条例のない場合は500枚）	
町村議会議員選挙		



⑤ 飲食物提供の禁止

選挙事務所が選挙運動期間中に提供できる食事数は一日45食以内で、その他は湯茶やお茶うけ程度の菓子だけです。特にお酒は選挙事務所で提供できません（お酒を飲ませて投票依頼すると買収です）。支援者が陣中見舞いとして飲食物を持っていくことも厳禁です。

弁当の提供

下記の条件を満たせば、選挙事務所で弁当を提供してもOKです。

提供者：候補者

期間：立候補の届け出をした時から投票日の前日までの間

対象：選挙運動員（応援弁士を含む）および労務者

用途：選挙事務所で食べるため

場所：選挙事務所で渡す

数量：総数＝45食×選挙運動期間

※総数以内であれば、どのような配分で弁当を提供してもOK

価格：「一人につき、1食あたり1,000円以内、1日あたり3,000円以内」の基準にしたがい、都道府県の選挙管理委員会が定める額



金銭等による寄附

選挙運動における個人から1候補者への金銭等に関する寄附は、年間150万円以内で物品または金銭・有価証券が認められている（物品は金額に換算し計算されますが、可否の線引きが不明確であるため、必要に応じて選挙管理委員会に問い合わせる等、注意が必要）。いわゆる「陣中見舞い」がこれに当たりますが、湯茶や茶請けに用いる程度の菓子以外の飲食物（料理、弁当、サンドイッチ、お酒、ジュースなど）は提供が禁止されています。なお、当選祝いにおいては、金銭・有価証券は禁止だが、物品のほか陣中見舞いで禁止されている飲食物の差し入れは可能です。

⑥ 18歳未満の選挙運動の禁止

18歳未満の人は一切の選挙運動が禁止されています。労務の提供はできますが、選挙運動はできませんので単純作業などに限られます。

ただし、選挙人名簿には投票日翌日に18歳の誕生日※を迎える人までが登録されますので、投票は行うことが可能です。

※「年齢計算ニ関スル法律」により、年を取る時刻は誕生日前日が満了する「午後12時」（24時0分0秒）と解されている。

○選挙権年齢が満18歳以上に

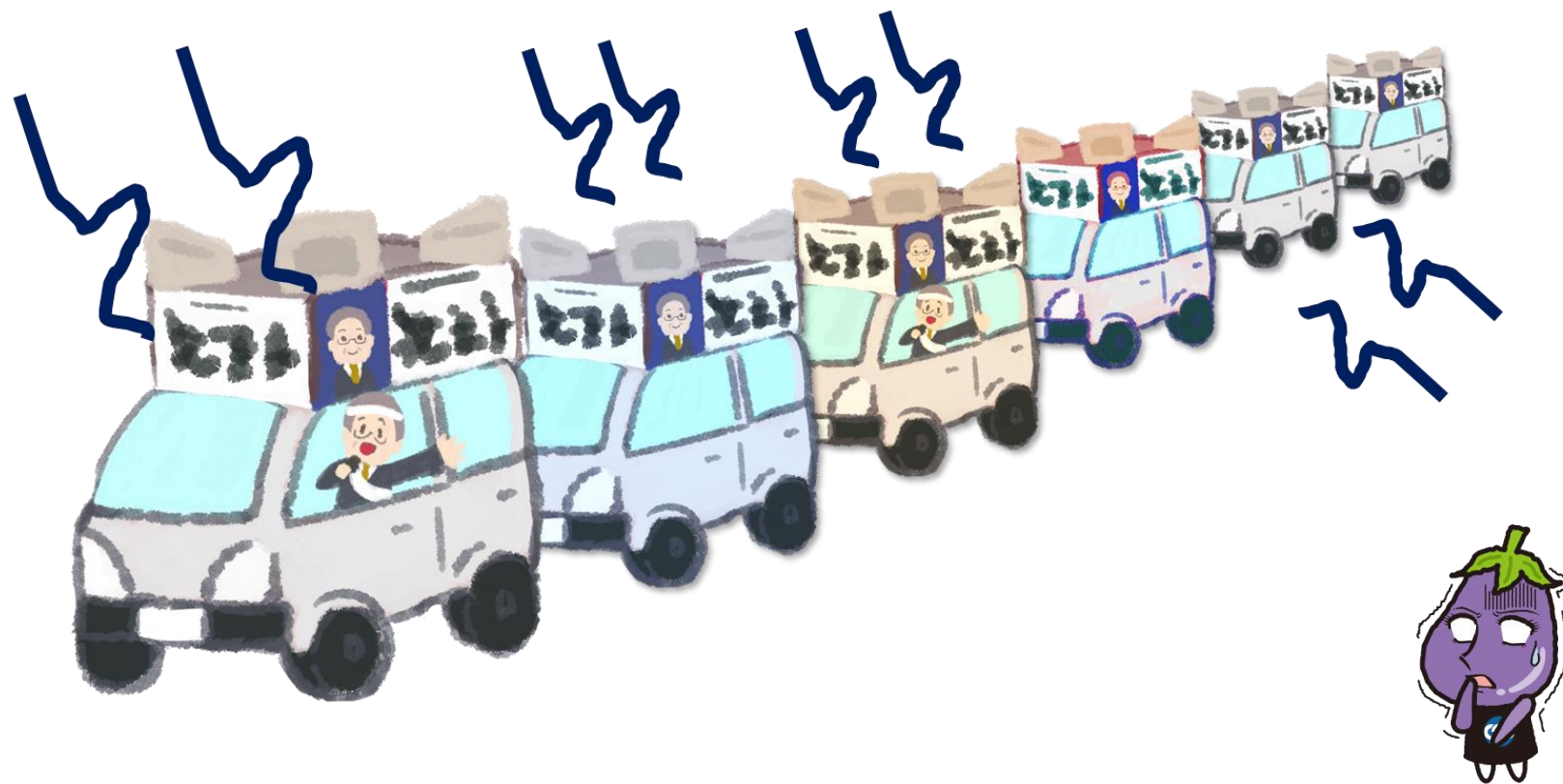
2015年6月17日に改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。同法は公布から約1年後の2016年6月19日に施行され、国政選挙においては2016年7月の第24回参議院選挙から満18歳以上の者が選挙権を有することになりました。

**2016年の第24回参議院選挙では
約240万人が新たに有権者となりました！**



⑦ 氣勢を張る行為

選挙運動のために、選挙人の注目を集めようと自動車を連ねたり、隊列を組んで大声を上げながら往来したり、サイレンを吹き鳴らしたりするなど、選挙人に対してその威勢を見せる、氣勢を張る行為は禁止されています。



労働組合の政治活動の利点

（1）政治活動・選挙運動は憲法で保障された権利

政治活動・選挙運動は **日本国憲法第21条**（「集会の自由・結社の自由・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密」について規定）で**すべての国民に等しく認められた権利**です。

（2）労働組合の政治活動の特徴

- ①内部と外部を分けられる
- ②組合費を定期的に徴収している
- ③構成員がはっきりしている

これに対して「後援会」はどうなっているのでしょうか。

内部と外部がはっきりしているか？

会費は徴収できているか？

名簿記載者全員が、自らが後援会の者だと認識しているか？



（3）組織決定事項の周知徹底（通常の方法）

- ①政治的な活動を機関会議で決定することができる
- ②決定事項は、組合員に周知徹底することができる
(しなければならない)



A労働組合は、○○○○氏を第XX回参議院選挙において、組織内公認候補として決定しました。

組織内の
内部行為なのでセーフ

組織の意思決定を組織の構成員の人に周知徹底させるということは、直接には選挙運動には当たりません。（判例による）

ただし、“いつもやっている方法”である必要があります。



（4）合法的にできること 【そのⅠ】※

- ①組合の大会等の機関で推薦を決定する。 ※政治活動マニュアルP70参照
- ②そのために組合機関紙にその人の経歴や政策を掲載する。
- ③推薦された人が組合員の前で決意やお礼を述べる、政策を紹介する。
- ④推薦された人が掲載されている文書を組合員に通常の方法で配布する。
- ⑤推薦された人が作成した「推薦お礼」の図画を室内に貼付する。

※注意事項：「投票を呼びかける」等、選挙運動にならないようにする

（5）合法的にできること 【そのⅡ】

支援する政治家の後援会活動の手伝いは、政治活動として行うことができます。

- ①後援会への加入を勧める等の入会活動をする（ボランティア）。
- ②組合機関紙を配布する、図画を室内に貼付する。
- ③組合機関紙に支持する政治家の政策や考え方をPRする。
- ④演説会や集会に参加する。



機関紙・誌の活用※

※政治活動マニュアルP129,130参照

（1）労働組合の機関紙活動の利点 **新聞の報道・評論の自由【言論の自由：憲法で保障】**

- ①定期的に発行されている
- ②新聞の（ような）体裁である
- ③有料である

（2）労働組合の機関紙活動の範囲 **【頒布の制限】**

- ①組合員の範囲
- ②組合費に機関紙代も含まれている



（3）選挙期間中の機関紙活動の制限★ **【適格紙以外の選挙報道禁止】**

適格紙：当該選挙の日前1年以上発行し、引き続き発行
第三種郵便物の認可を受けていることに加え
毎月3回以上（雑誌は毎月1回以上）発行

★選挙期間中、労働組合やその他団体が行うことができる
政治活動は厳しい制限が加えられています。



選挙時における政治活動の制限 （公選法201条の5項～9項）

○「政党その他の政治活動を行う団体」の選挙時における政治活動の規制

公職選挙法では、「政党その他の政治活動を行う団体」※の政治活動のうち、特定の活動について、特定の選挙の行われる区域に限って規制を受けます。ここでいう「政党その他の政治活動を行う団体」とは、政治活動を行う団体をすべて含みますので、政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体のみならず、副次的に政治目的を有する経済団体や労働団体、文化団体等も含まれます。

※政治活動マニュアルP104参照

○政治活動が規制される選挙

- ①衆議院議員選挙
- ②参議院議員選挙
- ③都道府県議会議員選挙
- ④指定都市議会議員選挙
- ⑤知事選挙
- ⑥市長（特別区の区長を含む）選挙

労働組合が設立する政治団体

労働組合の構成員個人が、任意に労働組合の意思を代弁する「政治団体」を設立し、届け出ることができます。○○政治連盟などの名称の団体が多く見られますが、これによって寄附も可能になります。一方、政治団体の会員は個人に限られるので、労働組合は会員になることも寄附もできませんが、政治資金パーティーのパーティー券を購入することはできますので、労働組合はいわゆる応援団的な存在です。

○政治活動規制の時間的・場所的範囲

政治活動が規制される期間は、**選挙期日の公示（告示）日から投開票日まで**の間です。規制の場所的範囲については、衆議院・参議院選挙は全国を通じて、他の選挙に関してはそれぞれの選挙の行われる区域においてのみ規制を受けます。

○規制される政治活動の方法

政治活動のうち、その態様や効果の点で選挙運動と紛らわしい次に掲げるものが規制を受けます。

- ① 政談演説会
- ② 街頭政談演説会
- ③ 政治活動用自動車（船舶）の使用
- ④ 拡声器の使用
- ⑤ ポスターの掲示
- ⑥ 立札・看板の類の掲示
- ⑦ ビラ類の配布
- ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙・誌の頒布又は掲示
- ⑨ 連呼行為
- ⑩ 公共の建物における文書図画の頒布
- ⑪ 候補者の氏名又は指名類推事項の記載



政治活動マニュアルP135も参照

政治団体や候補者への資金提供

（1）企業・労働組合は、どこに寄附できるか*

※政治活動マニュアルP106～P109参照

- ①政党・政治資金団体のみ（政治家個人への寄附はできない）
 - イ. 会社は資本金、組合は組合員数による上限規制
 - ロ. 単一組織は通算に注意（本部と支部で合算）
- ②議員の資金管理団体に対して
 - イ. 選挙時においても議員や議員の後援会には金銭・物品に限らず寄附できない
 - ロ. 議員に支払う講演料や原稿料は社会常識の範囲内、源泉所得税あり
 - ハ. 勤務実態のない給与の支払いは不可

（2）組合の政治活動資金と、法律で言う「政治活動に関する寄附」の違い

- ①組合活動の範囲内の政治活動資金は政治資金規正法の対象外
- ②組合が独自に組合活動として行う政治活動費用は、政治資金規正法と関係がなく、組合組織としての政治活動・組合活動である。ただし、陣中見舞は禁止
- ③組合の資金を政治団体や政治家に寄附しようとする場合に、初めて政治資金規正法が適用され、制限を受ける

（3）労働組合の政治団体※

※政治活動マニュアルP107参照

- ①法律上は「その他政治団体」、組合としてこの組織への寄附できない
- ②組合員の個人寄附はもちろん自由だが、寄附の機関決定やチェックオフした組合費からの集金は禁止
- ③ただし、組合員が会員になり、会費を支払うのは自由で会費のチェックオフはよい

（4）労働組合としての政治資金パーティーへの協力（当面の簡便な資金提供方法）

政治資金パーティー※のパーティー券の購入は、対価であり寄附ではありません。従って、寄附の年間総枠とは別にパーティー券を購入することができます。なお、1パーティーでの購入は150万円以下と定められており、20万円を超えると収支報告書への記入等の義務があります。

※政治資金規正法第8条の2で規定

※政治活動マニュアルP110,111参照



組合員名簿の取り扱い※

※政治活動マニュアルP100
「労働組合の政治活動と個人情報保護」参照

（1）個人情報保護法とは

個人情報（個人を特定できる情報）を取り扱う事業者（個人情報取扱事業者）に対して、その取り扱いに関して遵守すべき義務等を定める法律です。

（2）個人情報取扱事業者とは

取り扱う個人情報の数に関わらず、たとえば紙やデータで名簿を管理している事業者は、すべて「個人情報取扱事業者」となり、法の対象になります。労働組合も例外ではありません。なお、「政治団体」が政治活動の用に供する場合には除外されています（個人情報保護法第76条第1項）。

（3）組合員名簿の取り扱いについて

労働組合が組合員の名簿を使って政治活動を行う場合には（「プライバシーポリシー」等において、「政治活動・選挙運動に使う」ことを組合員が想定できるような利用目的が掲げられていれば）問題ありません。その一方で、労働組合が候補者（後援会や選挙事務所）に名簿を渡すような場合は第三者提供にあたるため、事前に組合員本人の同意を得る必要があります。

ウェブサイト等を利用した「選挙運動」

（1）インターネット選挙運動とは

だれでも**ウェブサイト等**を利用する方法で選挙運動を行うことができます。

ウェブサイト等：インターネット等を利用する方法のうち、**電子メールを利用する方法を除いたもの**。例えば、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等。

（2）インターネット選挙運動でできること、できないこと



できること、できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッター、LINE等）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※3	△※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。 ※2 放送事業者の許諾があれば可。
 ※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

（3）ウェブサイト等とは（YouTubeなどの動画共有サイトも使用可能）

- ① ウェブサイト（いわゆるホームページ）
- ② ブログ・掲示板
- ③ ツイッター、フェイスブック、LINEなどのSNS
- ④ 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）
- ⑤ 動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）

これら現在供用されている手段はもちろん、今後現れる新しい手段も利用できるようになる。なお、ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布するのは禁止されている。

NG（候補者・政党等のみ）	OK（だれでも使用可能）
<p>Outlook、Windows Live メール などメールソフト使用</p> <p>Yahoo!メール、Hotmail、Gmail などWEBメール使用</p>	<p>Facebook LINE Twitter</p>  <p>ユーザー間でやりとりする メッセージ機能使用※ </p> <p>YouTubeなど動画共有サービス</p>

※Facebookのメッセージでも、Facebook外から「@facebook.com」アドレスを使用してメール送信するのはNG

（４）使い方が限定されているのは「電子メール」の「通信方式」

- ①シンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式（**S M T P方式**）→パソコンなどでOutlookやWindows Live メールなどのメールソフトを使用してメール送信する際に使われている。
- ②携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式（**電話番号方式**）→文字どおり携帯電話の番号で文章をやりとりするもの。docomoのSMS（ショートメッセージサービス）、auのCメールなど。

Q 候補者から届いたメールを転送しても大丈夫？

A **NG**です。転送もメール送信という扱いになります。選挙運動用電子メールを転送する行為は、一般には、新たな送信行為であると考えられます。そのため、候補者・政党等以外の者は、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することはできません。ただし、候補者から届いたメッセージをFacebookやTwitterなどに掲載するのはOKとなります。



（5）選挙運動用ウェブサイト等は電子メールアドレス等の表示義務あり

電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報を言います。具体例としては、電子メールアドレスの他、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名が挙げられます。

Q 選挙運動のために有料インターネット広告は使用可能？

A **NG**。選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

Q 候補者本人がいない場での映像上映は？

A **OK**。屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写が解禁されており、また、屋内の演説会場内におけるポスター、立札および看板の類についての規格制限は撤廃されています。

Q 選挙運動用ウェブサイト等は選挙期日当日もそのままでOK？

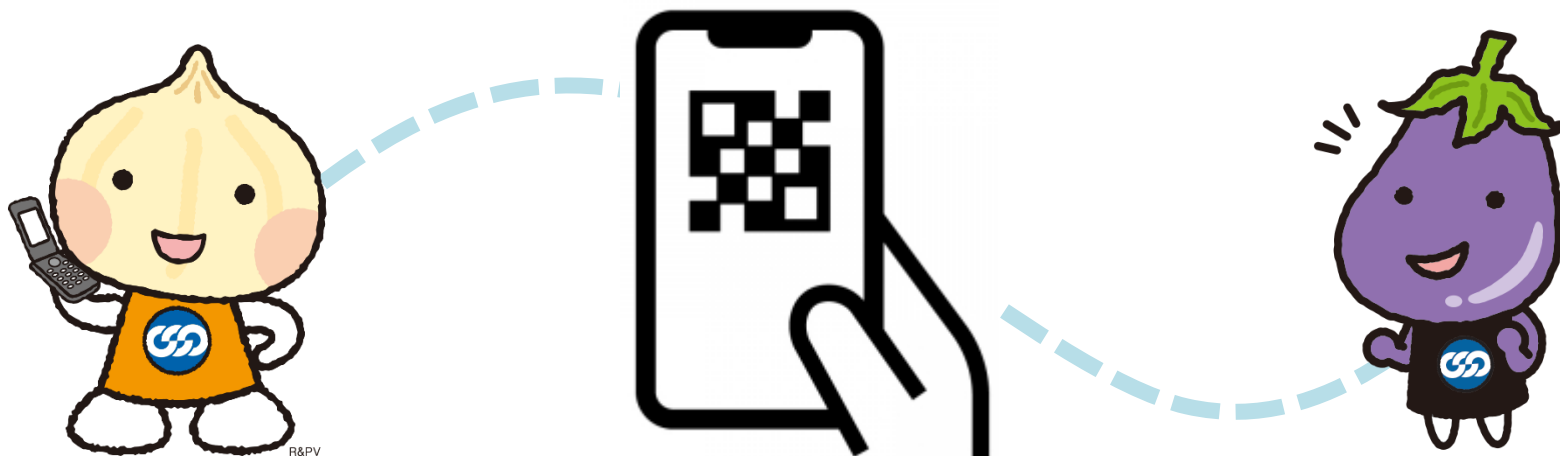
A **OK**。ただし更新はできません。ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は投票日の前日までに限られており、更新はできません。ちなみに、選挙期日後の挨拶行為はOKです。

（6）QRコードに記録されている事項やURLと選挙運動用文書図画

文書図画にQRコードを掲載する場合には、QRコードの読み取り後に表示される内容がその文書図画には掲載されていない場合でも、記載されているものとみなされます。

したがって、内容が選挙運動に当たる場合、そのQRコードを掲載できるのは選挙運動に使うことができる文書図画に限られます。ただし、文書図画に記載が義務付けられている法定記載事項（責任者の氏名等）はQRコードによる表示はできません。

※政治活動マニュアルP88参照



ご清聴ありがとうございました！

